

<被措置者徴収金額表>

対象収入等による階層区分		徴収金額
生活保護法による被保護者(単給を含む)		0円
1	0円～270,000円まで	0円
2	270,001円～280,000円まで	1,000円
3	280,001円～300,000円まで	1,800円
4	300,001円～320,000円まで	3,400円
5	320,001円～340,000円まで	4,700円
6	340,001円～360,000円まで	5,800円
7	360,001円～380,000円まで	7,500円
8	380,001円～400,000円まで	9,100円
9	400,001円～420,000円まで	10,800円
10	420,001円～440,000円まで	12,500円
11	440,001円～460,000円まで	14,100円
12	460,001円～480,000円まで	15,800円
13	480,001円～500,000円まで	17,500円
14	500,001円～520,000円まで	19,100円
15	520,001円～540,000円まで	20,800円
16	540,001円～560,000円まで	22,500円
17	560,001円～580,000円まで	24,100円
18	580,001円～600,000円まで	25,800円
19	600,001円～640,000円まで	27,500円
20	640,001円～680,000円まで	30,800円

対象収入等による階層区分		徴収金額
21	680,001円～720,000円まで	34,100円
22	720,001円～760,000円まで	37,500円
23	760,001円～800,000円まで	39,800円
24	800,001円～840,000円まで	41,800円
25	840,001円～880,000円まで	43,800円
26	880,001円～920,000円まで	45,800円
27	920,001円～960,000円まで	47,800円
28	960,001円～1,000,000円まで	49,800円
29	1,000,001円～1,040,000円まで	51,800円
30	1,040,001円～1,080,000円まで	54,400円
31	1,080,001円～1,120,000円まで	57,100円
32	1,120,001円～1,160,000円まで	59,800円
33	1,160,001円～1,200,000円まで	62,400円
34	1,200,001円～1,260,000円まで	65,100円
35	1,260,001円～1,320,000円まで	69,100円
36	1,320,001円～1,380,000円まで	73,100円
37	1,380,001円～1,440,000円まで	77,100円
38	1,440,001円～1,500,000円まで	81,100円
39	1,500,001円以上	81,100円 × ((1,500,000円を超える額 × 0.9) / 12) (100円未満の端数は切り捨て)

(備考)

- この表における「対象収入額」とは、前年の収入額から租税、社会保険料、医療費等の必要経費の額を控除した後の額をいう。
- 徴収金月額が、その月におけるその被措置者について支弁した費用の額を超えるときは、この表の定めにかかわらず、徴収金月額は当該支弁した費用の額とする。
- 3人部屋に入居した者については10%、4人部屋に入居した者については20%を、5人部屋及び6人部屋に入居した者については30%を、7人部屋に入居した者については40%をそれぞれこの表に定める額から減額した額をもって一月あたりの徴収金の額とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 被措置者に係る徴収金月額は、この表の定めにかかわらず、暫定措置として140,000円を限度とする。
- 月の途中で入所又は退所した被措置者に係るその月分の徴収金額は、日割計算による。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- この表(備考を含む)における「収入」、「必要経費」及び「支弁した費用の額」については、厚生労働省の示すところによる。